

前回・前々回検討会での委員意見を踏まえた整理の方向性【案】

令和 2 年 7 月

1. 規律移行法人における利用目的の公表のあり方

2. 学術研究分野における自律的規律のあり方

※上記以外の論点については、次回以降、議論予定

論点 1 規律移行法人における利用目的の公表のあり方

1. 前回・前々回検討会での委員意見

- 民間並びの規律に移る法人は、個人情報ファイル簿の公表などは不要になるのだろうが、経過措置は考えられているのか。これまでのやり方で成功している部分はうまくソフトランディングさせることも考えた方が良い【大谷委員】
- 民間並びの規律に移る法人については、個人情報ファイル簿の通知も公表も不要になるという案だが、通知は不要としても、セルフガバナンスの観点から、公表は引き続き求めるという案もあり得るだろう。両案あり得ると思うので、検討してみしてほしい【穴戸委員】
- 確かに個人情報保護法上はファイル簿の作成・公表のような規律はないが、実際には、プライバシーマークを取得しているような民間事業者は個人情報を管理するための台帳を作成しているところが多い。法制上又は運用上、しっかりした民間事業者と比較して、民間並びの規律に移る法人の保護レベルが大きく下回ることにないようにした方が良い【穴戸委員】
- 行政機関等の個人情報ファイルごとの利用目的の特定・公表、民間事業者の個人情報全体としての利用目的の特定・公表について、規律の差異を維持する方針と理解したが、プライバシーマークを取得しているような民間事業者は、既に個人情報を管理するための台帳を作成している。一元化に合わせて、民間事業者の規律を行政機関等並びに合わせてはどうか【長田委員】

2. 整理の方向性【案】

1. 今般、原則として民間の個人情報取扱事業者と同等の規律を適用することとする医療分野・学術分野の独立行政法人等（以下「規律移行法人」という。）については、当該原則を徹底すれば、一元化後は、個人情報ファイル簿の作成・公表は不要となり、他の個人情報取扱事業者と同様、結果として、自法人の保有個人データ全体について利用目的を公表することも許容されることとなる。
2. 他方、「事業者が個人データを利用した結果、本人の予期しない形で本人が他者と異なる取扱いを受けることを防ぐ」という個人情報保護法制の趣旨を重視する観点からは、規律移行法人については、一元化後も、引き続き、個人情報ファイル単位で利用目的を公表することを求めるという立場もあり得るところである。
3. そこで、以下の2案を選択肢として、検討することとしてはどうか。

A案 規律移行法人には、一元化後は、他の個人情報取扱事業者と同様、自法人の保有個人データ全体について利用目的を公表することも許容する

＜考え方＞

規律移行法人について「原則として民間のカウンターパートと同等の規律を適用する」と整理したことを重視し、規律の屈折を避ける観点から、利用目的の公表についても当該原則を貫徹する。

B案 規律移行法人には、一元化後も、個人情報ファイル単位での利用目的の公表を求める

＜考え方＞

「事業者が個人データを利用した結果、本人の予期しない形で本人が他者と異なる取扱いを受けることを防ぐ」という個人情報保護法制の趣旨からは、個人情報ファイル単位での利用目的の公表が本来望ましいとも考えられるため、規律移行法人については、現行のプラクティスを維持する。

4. なお、仮にB案を採る場合でも、規律移行法人に対して「個人情報ファイル簿」の作成自体を義務付けるのではなく、個人情報ファイル単位での利用目的の公表を行うための個人情報管理のあり方は、各法人の判断に委ねる（例えば、プライバシーマーク制度における「個人情報台帳」による管理も可能とする）こととしてはどうか。

以 上

論点2 学術研究分野における自律的規律のあり方

1. 前回・前々回検討会での委員意見

- 学術研究について全面的な適用除外でなく、個別に例外規定を置くというのはいいだろうと思うが、求められる安全管理措置、あるいは開示の方法は研究の実態に合ったものであるべき。今まで除外されていた私立大学にとって対応はきついだろう。反発を受けないように、自主指針に委ねるとか、認定個人情報保護団体制度を活用するとか、学問の自由を侵害しないというような為念規定を置くとか、検討したほうがよい【穴戸委員】
- 「推定」かどうかは別として、自主指針との接続点を設けるのは良い方向だと思う【大谷委員】
- 学術研究目的なら何をやってもいいということにならないことから、行政機関個人情報保護法（8条）のように、「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」というただし書を置いておくのも一案ではないか【佐藤委員】
- 自主指針に基づく推定規定について、「推定する」という形ではなく、行政事件訴訟法9条2項を参考として、「学術研究目的の判断に当たっては…を考慮する」のように、考慮要素を明示するような形も考えられるのではないか【高橋座長】
- 学問の自由の観点からは、政府の介入は極力避けるべきであるが、学会等の基準を見ると、研究者による独善的な運用がなされているケースもあるため、個人情報保護委員会による何らかの関与は必要ではないか【佐藤委員】
- 自主指針である以上、網羅性は求められないので、自主指針に推定効果を付与することには疑問。他方、指針を委員会が認定するのも、事実上の統制的効果が生じる可能性があり、適用除外規定のそもそもの考え方と適合しないのではないか【森委員】
- 学術研究機関における安全管理措置や保有個人データの開示等の内容について、学術研究コミュニティ側の考え方が反映されることが重要。例えば、自主指針の認定手続に学術研究コミュニティの人間が関与するといったことも含めて、適切な仕組みのあり方について更に検討が必要ではないか【穴戸委員】
- 技術変化や研究内容に合わせた柔軟性を持った仕組みとすることが重要ではないか【生貝委員】
- 自主指針を認定すると委員会の作業量が膨大になる可能性があり、外から見た透明性の確保や他の学術研究機関との整合性の確保という観点からは、一般的な考慮要素を提示すれば十分ではないか【増田委員】
- 学術研究コミュニティによっては、個人情報の取扱いについてどのような指針を用意すればよいのか分からない場合もあることから、委員会がベスト

プラクティスを公表し、それを各学術研究コミュニティが参考にして個人情報の取扱いについての全体の水準を向上させていくというアプローチもあり得るのではないか【大谷委員】

2. 整理の方向性【案】

1. 前回までの議論を踏まえつつ、
 - 学術研究機関に適用される法的ルール（学術研究に係る例外規定を含む）の運用に関する予測可能性の向上
 - 大学を始めとする学術研究機関の自律的判断の尊重という2つの観点から、学術研究コミュニティの自主規範に何らかの法的位置付けを与える方向で、検討を進めることとしてはどうか。
2. 具体的には、自主規範に対して法律上の推定効を付与すること（前回資料A案）や、自主規範を委員会が直接認定すること（前回資料B案）には、既に指摘のあったような問題があることから、そうではなく、法律又は委員会等が策定する指針等において、自主規範の策定に向けた一般的な考慮要素等を示す方向で、検討を進めることとしてはどうか。
3. その際、以下の各点に留意して、検討を進める必要があるのではないか。
 - ① **学問の自由及び大学の自治の尊重**
 - 判例上、学問の自由を保障するための大学の自治は、大学の施設等についてのある程度の自主管理権を認めたものとされており（東大ポポロ事件最高裁判決）、これには大学が保有する情報の管理権も含まれ得ることから、個人情報の安全管理措置等及び保有個人データの開示等に係る規律の運用についても、大学の自律的な判断を原則として尊重する必要があるのではないか（特に、立入検査等の規制上の権限の行使については、慎重な配慮が求められるのではないか）。
 - 大学以外の学術研究機関（国立研究開発法人や学会等）の憲法上の地位は定かではないが、個人情報保護法制上は、大学とその他の学術研究機関とを区別していないことから、大学以外の学術研究機関についても、同様にその自律的な判断を原則として尊重する必要があるのではないか。
 - ② **規律の国際的整合性の確保**
 - GDPR上及びEU各国の国内法制上、科学研究目的の適用除外については、データ主体の権利との実質的な利益衡量を前提としており、「データ主体に深刻な損害を引き起こす可能性がある場合」（英国DPA）等には適用除外とならないとされていることに留意が必要ではないか。

- EU各国の国内法制上、学術研究コミュニティの行動規範や倫理規定に一定の効力を持たせている例が少なからず見られるが、この場合も、科学研究目的の適用除外との関係では、行動規範や倫理規定に従った行為を無条件で法の適用除外としている訳ではないことに留意が必要ではないか。

③ 現行制度の内容及び運用との連続性の確保

- GDPRやEU各国の国内法制とは異なり、我が国の個人情報保護法は、学術表現目的の適用除外と科学研究目的の適用除外とを区別していないが、このような制度の根幹を見直すことは、今回の一元化の機会に採るべき方策としては、現実的な選択肢とは言い難いのではないか。
- 現行制度の運用上、医学研究分野においては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の倫理指針の内容が重視されており、「倫理指針を遵守していれば個人情報保護法制上も基本的に問題ない」との認識が一般化しているが、このような現行制度の運用との連続性にも一定の配慮が必要ではないか。

以 上